

令和3年3月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

7,534人

●金沢市選挙管理委員会告示第6号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数（合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第30項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

令和3年3月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

62,776人

監 査 公 報

●金沢市監査公表第1号

金沢市監査基準（令和2年監査公表第3号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月11日

金沢市監査委員	林		充	男
金沢市監査委員	中	村	哲	郎
金沢市監査委員	高	岩	勝	人
金沢市監査委員	清	水	邦	彦

第4条第1項第7号中「市長」の次に「若しくは企業管理者」を加える。

第5条第1項中「則り」を「のっとり」に改める。

第11条第1項及び第4項中「則って」を「のっとして」に改める。

第22条第2項中「監査等」を「監査（第4条第1項第1号から第6号までに定める監査に限る。）」に改める。

●金沢市監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、金沢市監査基準（令和2年監査公表第3号）に準拠し実施した財務事務等監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

令和3年3月11日

金沢市監査委員	林		充	男
金沢市監査委員	中	村	哲	郎
金沢市監査委員	高	岩	勝	人
金沢市監査委員	清	水	邦	彦

第1 監査の概要

1 監査の対象部局等及び実施期間

監 査 の 対 象 部 局 等		実施期間
総 務 局	秘書課、総務課、文書法制課、人事課、監理課、行政経営課、財政課、税務課、資産税課、市民税課	令和2年7月10日 )
農 林 水 産 局	農業水産振興課	
福 祉 局	地域長寿課、生活支援課、障害福祉課、福祉指導監査課、 こども未来部 子育て支援課、保育幼稚園課、こども相談センター	
出 納 機 関	会計課	
選挙管理委員会		
消 防 局	消防総務課	

企 業 局	経営企画部 経営企画課、企業総務課 営業部 お客さまサービス課、営業開発課 建設部 建設課、維持管理課 施設部 ガス課、上水・発電課、水処理課	令和3年3月2日
-------	--	----------

2 監査を執行した監査委員

林 充男、中村哲郎、高岩勝人、清水邦彦

3 監査の対象範囲

令和元年度における財務に関する事務等（ただし、必要と認められた令和2年度及びその他の年度の事務等を含む。）

4 監査の対象項目

- (1) 収入に関する事務
- (2) 支出に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 財産管理に関する事務
- (5) 経営に係る事業の管理
- (6) その他必要と認める項目

5 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める監査等の着眼点の「財務事務監査の着眼点」、「経営に係る事業管理監査の着眼点」、「工事監査等の着眼点」及び「行政監査の着眼点」に基づき、当該事務事業が法令等に従って適正かつ効率的・効果的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

6 監査の実施内容

監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、抽出により諸帳簿等の関係書類等について調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第2 監査の結果

財務に関する事務等の執行は、監査した範囲においては適正に執行されていると認められた。

●金沢市監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和3年3月11日

金沢市監査委員	林	充	男
金沢市監査委員	中	村	哲郎
金沢市監査委員	高	岩	勝人
金沢市監査委員	清	水	邦彦

1 財務事務監査

(その1)

- (1) 措置通知があった年月日      令和3年2月15日
- (2) 措置を講じた部局等          福祉局地域長寿課
- (3) 監査結果の公表年月日      平成18年3月13日（平成18年監査公表第6号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容